

旭市公告第12号

旭市ファミリー・サポート・センター業務委託について、次のとおり公募型プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うため参加者を募集する。

令和6年4月15日

旭市長 米本 弥一郎

1 業務の概要

(1) 業務名

旭市ファミリー・サポート・センター業務委託

(2) 業務内容

別紙「旭市ファミリー・サポート・センター業務委託仕様書」のとおりに

(3) 業務履行期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで（9ヶ月）

（令和6年7月1日から10月31日までは、事業実施のための準備業務期間）

(4) 業務に要する予算規模（事業費上限額）

ア 業務に要する費用 4,660,000円（第二種社会福祉事業のため消費税は非課税）

ただし、「旭市ファミリー・サポート・センター業務委託仕様書」のうち、3.(5)ウに掲げる加算業務部分を含む。

イ 業務実施にあたり、施設・設備の整備に要する費用 4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加申込者に必要とされる要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる事項を全て満たす者であることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 旭市競争入札参加資格者名簿（以下、「名簿」という。）の「委託、大分類介護・保育、中分類その他委託」に登載されている者のうち、旭市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成21年告示第124号）に基づく指名停止措置及び法令に基づく営業停止処分を本公告の日から契約締結日までの間、受けていない者であること。ただし、対象業務の特殊性に考慮し、名簿に搭載されていない者も参加することができるものとする。なお、名簿に登載されていない者の場合、4手続等(3)参加申込書に加えて別に指定する書類を提出すること。

- (3) 参加申込書の提出時において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (5) 国税、地方税（都道府県税、市町村税）の滞納がないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定するもの）又は宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (8) 個人情報の漏洩、滅失、き損又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者又はプライバシーマークを保有する者であること。
- (9) 業務を確実に履行できる体制及び平成26年度から令和5年度の10年間で同種・類似業務の履行実績を有すること。
- (10) 市内に本・支店、営業所等を設置している者、又は受託者として決定した場合に令和6年10月31日までに設置できる者であること。

3 プロポーザルの方法

- (1) 参加申込書に添付された書類により、参加資格を審査する。
- (2) 企画提案に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定に係る評価項目により評価する。
- (3) 総合的に評価し、最も優れた提案を行った者と本業務の契約締結交渉を行う。
- (4) 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点者と契約締結の交渉を行う。

4 手続等

- (1) 担当課
〒289-2595 千葉県旭市ニの2132番地
旭市 子育て支援課 子育て支援班
電話番号 0479-62-8012（直通）

F A X 0 4 7 9 - 6 4 - 1 6 1 8

電子メール kosodate@city.asahi.lg.jp

(2) 参加申込書等の配布期間、場所及び方法

①公開期間：令和6年4月15日（月）～5月13日（月）午後3時まで

②公開場所：旭市公式ホームページに掲載します。

旭市公式ホームページ <http://www.city.asahi.lg.jp>

(3) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

①提出期限：令和6年5月13日（月）午後3時まで

②提出場所：（1）担当課に同じ

③提出方法：持参（休日を除く）または、郵送（書留郵便等）とする（郵送の場合は、提出期限までに必着とする）。なお、事前に子育て支援班まで電話連絡すること。

(4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

①提出期限：令和6年5月29日（水）午後3時まで

②提出場所：（1）担当課に同じ

③提出方法：持参（休日を除く）または、郵送（書留郵便等）とする。（郵送の場合は、提出期限までに必着とする。）

(5) 質問及び回答の方法

①受付期限：令和6年5月7日（火）午後3時まで

②提出場所：（1）担当課に同じ

③質問方法：電子メールによる

※電子メール件名の先頭に【ファミリー・サポート・センター業務質問】と記載すること。

④回答方法：提出された質問に対する回答は、5月9日（木）午後3時までに、市のホームページにて公表するほか、具体的な提案事項にかかるものは質問者に対して電子メールで行う。